

広瀬小学校いじめ防止基本方針

1 策定の趣旨

いじめは、人間として絶対に許されない行為であり、いじめられた児童の教育を受ける権利を著しく侵害し、その心身の健全な成長及び人格の形成に重大な影響を与えるのみならず、その生命または身体に重大に危険を生じさせるおそれがある。

いじめは「どの子にも、どの学校にも、起こりうるものである」との認識に立ち、いじめを許さない集団づくりを通して、いじめの問題の未然防止を図るとともに、いじめのサインを早期に発見し、早期に対応することが大切である。また、全ての児童が安心して学校生活を送り、夢の実現に向かって様々な活動に自律的に取り組めるよう、本校は、地域社会全体でいじめの問題に取り組んでいく。

このため、本校では、「福山市いじめ防止基本方針」を参考にして、「広瀬小学校いじめ防止基本方針」を策定し、「いじめの防止等を推進する体制づくり」を確立するとともに、いじめの防止等のための対策を推進する。

2 いじめの定義

「いじめ」をいじめ防止対策推進法第2条に基づき、次のとおり定義する。

「いじめ」とは、児童等に対して、当該児童等が在籍する学校に在籍している等当該児童等と一定の人的関係にある他の児童等が行う心理的又は物理的な影響を与える行為（インターネットを通じて行われるものを含む。）であって、当該行為の対象となった児童等が心身の苦痛を感じているものをいう。

- * 「児童等」とは、学校に在籍する児童又は生徒をいう。
- * 個々の行為が「いじめ」に当たるか否かの判断は、表面的・形式的にすることなく、いじめられた児童の立場に立つものとする。
- * 「一定の人的関係」とは、学校の内外を問わず、同じ学校・学級の児童や、塾やスポーツクラブ等当該児童が関わっている仲間や集団（グループ）など、当該児童と何らかの人的関係を指すものとする。
- * 「物理的な影響」とは、身体的な影響のほか、金品をたかられたり、隠されたり、嫌なことを無理やりさせられたりすることなどを意味する。
- * いじめの認知は、特定の教職員のみによることなく、各学校における「いじめ防止委員会」等の組織を活用して行う。

「福山市いじめ防止基本方針」より

3 いじめの防止等に係る基本的な考え方

いじめはどの子どもにも、どの学校にも起こりうるものとして、次の視点を中心にして取組を推進する。

(1) いじめの未然防止

すべての児童が安心・安全に学校生活を送ることができ、規律正しい態度で授業や行事に主体的に参加・活躍できる学校づくりをめざして、わかる授業づくりを進めていく。

(2) 児童の主体的な活動の支援

児童自身が、いじめの問題を自分たちの問題として受け止め、いじめのない学校をめざして自分たちでできることを主体的に考えて行動することが重要であることから、児童会を中心に「いじめ防止キャンペーン」を行う等、児童の主体的な活動を支援する。

(3) いじめの早期発見・早期対応

いじめられている児童を守るために、定期的、計画的なアンケート調査や教育相談を進めるととも

に、日常的な実態の把握により、児童のささいな変化に気づくこと、気づいた情報を確実に共有し、速やかに対応するなど、いじめの早期発見・早期対応に取り組む。

(4) いじめへの組織的な対応

全校で情報を共有し、「いじめ防止委員会」を中心に、全教職員でいじめられた児童を守りきるという立場に立ち、組織的に対応する。

(5) 家庭や地域との連携

学校は、PTA や地域の自治会等と連携・協働し、地域社会全体で児童を守り育てる。

4 実施体制

いじめの防止及びいじめの早期発見・早期対応を組織的に行うために「いじめ防止委員会」を設置する。(別紙)

5 いじめの防止等に係る具体的な取組

いじめ防止委員会は、次の各項について生徒指導部等と連携を図りながらその円滑な実施について統括する。

- (1) いじめの防止等に係る教育相談体制及び生徒指導体制の構築
- (2) いじめの防止等に係る校内研修計画の策定
- (3) いじめの防止等に係る関係機関連携
- (4) いじめの防止及びいじめの早期発見を目的とする年間計画の作成
- (5) いじめの防止及びいじめの早期発見に係る児童及び保護者への啓発・広報
- (6) いじめの防止等に係る相談窓口の設置・広報
- (7) いじめを認知した場合の対応プログラムの策定
- (8) 重大事態が発生した場合のプロジェクトチームの編成
- (9) 必要に応じた心理等外部専門家の招聘

6 重大事態への対応

(1) 「重大事態」の定義

いじめの「重大事態」を、法第 28 条に基づいて次のとおり定義する。

- 一 いじめにより当該学校に在籍する児童等の生命、心身又は財産に重大な被害が生じた疑いがあると認めるとき。(児童生徒が自殺を企画した場合 等)
 - 二 いじめにより当該学校に在籍する児童等が相当の期間学校を欠席することを余儀なくされている疑いがあると認めるとき。(年間 30 日を目安とし、一定期間連続して欠席しているような場合などは、迅速に調査に着手する。)
- ※ 児童生徒や保護者からいじめられて重大事態に至ったという申立てがあったとき。

(2) 具体的な対応

重大事態が発生した場合、速やかに福山市教育委員会に報告する。プロジェクトチームを編成し、福山市教育委員会の指導助言のもと調査を行い、調査結果を福山市教育委員会に報告する。

- ・事実関係を明確にするための調査
- ・いじめを受けた児童及びその保護者に対して情報を適切に提供
- ・調査結果をふまえた必要な措置

7 いじめの防止等に係る年間計画 (別紙)

8 基本方針の検証と見直し

より実効性の高い取組とするため、必要に応じて検証及び見直しを行う。